平成一三年六月一日発行（毎月一日一回発行）

經濟論叢

第167巻　第5・6号

未来への逃避，歴史への投企（1）……渡　邉　　尚　1

都市システムの集中・分業過程……毛　　三　良　24

ボーイング社の地域内産業連関構造の
　特質とシアトル経済……山　縣　宏　之　44

近世における近江蚊帳業の展開過程……馬　場　　芳　62

台湾における中小企業の対外投資……高　　杏　華　80

内部労働市場のモデル分析……武　内　智　彦　102

《研究ノート》

トマス・リードと
　コモンセンス学派研究の現段階……田　中　秀　夫
　　太　子　堂　正　称　117

平成13年5・6月

京都大學經濟學會

経済論叢（京都大学）第167巻第5・6号，2001年5・6月

《停年退官記念最終講義》

未来への逃避，歴史への投企（1）*

——社会科学的時間認識の諸問題——

渡　邉　　尚

長尾総長，
経済学研究科の教職員の皆さん，
京都大学の同僚の皆さん，
大学院生，学部生，卒業生の皆さん，
そして友人，知人の皆さん，

今日のこの最終講義をもって，私の26年間にわたる京都大学での研究，教育活動は事実上終了いたします。この法経第二教室は私が経済政策論講義に使用してきた教室であり，この教室でもう一度講義をする機会に恵まれたことを，私は心から感謝しております。そこで，このなけなしの機会をこれまでの貧しい仕事の回顧に費やすのではなく，これから取り組むべき課題を探るために使わせていただきたいと存じます。今日の講義の主題を空間ではなく，あえて時間としたのはそのためであります。それではなぜ時間を主題としたのでしょうか。それは次のような理由からです。

26年前，私が京都大学に着任してまず担当した科目は工業経済論であり，ついで経済政策論でありました。前任校の北海道大学での担当科目は経営史であ

＊　本稿は，平成13年3月17日に時計台下の法経第二教室で行われた，私の停年退官記念最終講義の原稿である。『経済論叢』掲載に際して，表現に若干の加筆訂正を施し，また，当日配布した梗概にはなかった小見出しを付けた。

りました。今では古典的となったドイツ歴者学派の経済学分類でいえば，私は理論，歴史，政策の三大分野のうち，理論を頭に載せながら，歴史に左足を，政策に右足を踏み入れてきたわけであります。ときに足下がふらつきながらも，なんとか二つの分野を踏まえ続けることができたのは，両手で握る空間関心という棒で平衡を保つことができたからであります。経済空間，経済圏，地域構造，これら空間的範疇の歴史的動態に対する関心が，経済政策論と経済史学という二領域を踏まえる私の，姿勢安定装置として働いてきたのであります。しかし，このことはそれだけ時間関心をなおざりにしてきたことを意味します。率直に申して，空間関心に形影相伴ってきたはずの時間関心を見返る余裕が，私にはこれまでそれほどありませんでした。そこで今日は，これからの仕事のためにも，時間を形，空間を影と捉えなおして，時間に正面から向き直ってみたいと思うのであります。

I はじめに―時間の個人史――

1 26年間の長さ

そこで社会科学的時間認識という主題の考察を，冒頭で口にした「26年間にわたる」という表現が，はたして妥当なのかという検討から始めることにいたします。「わたる」という動詞は問題としている数量が相当な規模，もしくは水準に達することを含意しております。それでは26年間という時間は，はたして「わたる」という語にふさわしい長さを持つ時間なのでしょうか。いやそう問う前に，そもそも時間が長いとか短いとかは，いったい何を基準にして言えることなのでしょうか。また，長いとか短いとか言うことに，どれほどの意義があるのでしょうか。

この問題を考えるとき，それぞれ固有の時間尺度をもつて計測される個人史，家族史，社会史というようないくつもの歴史次元を，さしあたり区別して考える必要があります。ここでは社会史という語を，個人史や家族史の次元を越えた，己と家族がその中で生活し，それに帰属意識をもって接している社会の歴

史という意味で使うことにいたします。したがって，そのような社会自体が多元的であります。

個人史でいえば，26年前に京都大学に着任したときのことを，私は断片的には鮮明に記憶しています。その意味で，当時をまるで「昨日のことのように」思い出すことさえできます。しかし，日々の新しい体験が記憶として蓄積される一方で，これらが抗いがたく忘却の渕に沈みこんで行くことも否みようのないことです。また，断片的に憶えているといっても，それがはたしてどこまで正確な記憶なのかの保証はありません。憶えていると自分で思い込んでいるだけなのかもしれないのです。したがって，たとえ鮮明な記憶がきれぎれに残ってはいても，それが忘却した過去の無限の深淵の水面に浮かぶ木の葉のようなものに過ぎないかぎり，「26年間はやはり長かった」という述懐が口を衝いて出てきても，それは当然でありましょう。

他方で，たとえ断片的で，また客観的には不正確なものであるとしても，己の記憶の連鎖を遡ることができる限度までの時間は，今現在まで連続しているのであり，主観的には短いと言ってもおかしくはないはずです。その意味で，26年前を「ついこの間のことだ」と口にしても，けっして不自然ではありますまい。要するに，「長くもあり，短くもあった」という月並みな表現が，むしろ妥当だということになります。

しかし，この月並みな表現には実に重い意味がこもっております。物理的には一義的に確定するはずの26年間という時間が，個人の記憶の中では長短の多義性，その意味での不確定性を帯びているからです。このことは，自然科学の時間と人文・社会科学の時間とが異なる範疇であることを示唆するものであります。このことを念頭に置いて，個人史の中で記憶の連鎖を辿ることができる時間が，社会史の歴史時間の中でどのような位置を占めているかを，己の個人的体験の例に則してしばらく考察してみることにいたします。

2 幼時の記憶，その一

ここでまた私事にわたることをお許し下さい。私自身の記憶の連鎖を遡ることができる限度は，昭和16年12月8日の朝であります。私は昭和12年5月30日の生まれですから，当時4歳半でした。初冬のうすら寒い薄暗い部屋で，一家が座ってラジオに耳を傾けていたこと，何か大変なことが起きたらしいと感じ，子供心に冷え冷えとした興奮に囚われたことが，そのときの障子の薄明かりとともにぼんやりと記憶の底に残っております。これこそ私が遡ることのできるもっとも古い記憶なのです。もちろん，この後に記憶が切れ目なく繋がっているわけではありません。小学校入学前の断片的な記憶は結構あるのですが，それが昭和16年12月8日以降のことなのか，それとも以前のことなのかを判別することはもはやできないのです。とはいえ，時期を特定できる最初の記憶が昭和16年12月8日という日付を持っているという意味で，私の記憶の連鎖の起点はこの頃であったということは許されるでありましょう。

私はあと2カ月半で64歳になりますので，自分の記憶の連鎖を遡ることができるのはほぼ60年前までであり，したがって60年という長さの記憶容量を私は具えていることになります。もしも私が肉体的，精神的健康に恵まれるならば，私は寿命に達するまでこの記憶の連鎖を伸ばすことができるでありましょう。手足は衰えてもせめて記憶装置だけはそうありたいと，私は強く願っております。もっとも，たとえ百歳を超えて生きながらえたとしても，記憶の連鎖をさらに伸ばせるかどうかは自信がありません。おそらく私の限界記憶容量は百年でしょう。あえてこのことを強調するのは，百年という長さが多少の個人差はあるにしても，一般に個人の記憶容量と想像力との中に何とか収められる限界値，すなわち記憶の平均寿命と言えるのではないかと思われるからです。もっとも身体的平均寿命はせいぜい80年ですから，このことは憶測に過ぎません。

このように考えてきて驚かされるのは，この個人史の時間尺度で測ったときの社会史の時間の意外な短さであります。なぜならば，千年は百年の僅か10倍にすぎず，2千年は20倍にすぎません。10倍とか20倍とかいう数値は想像力に

よって十分に処理できる桁数なのです。したがって2千年前を「はるか昔」などということはできなくなります。イエスが十字架にかけられたのは，実は「ついこの間」のことなのです。5百年以上も前の応仁の乱を，京都の人々が「この間の戦争」と言ってみせるのを，余所者に対する嫌味な自己顕示とは一概に言えなくなります。いわんや幕末開港以来今日までの150年間の現代史の前半に，日本が戦争に明け暮れたことを忘れてしまうことは，記憶装置の先天的な欠陥によるものか，それとも忘れさせようとする「国民教育」政策にしてやられたか，それとも忘れたふりをする自己防御的演技かのいずれでしかありません。

3　幼時の記憶，その二

ここでもう一度，己の個人史に触れさせていただきますと，私が1年間という時間の長さを実感したのは，前述の最初の日付を具えた記憶の時点からほぼ1年半経った，6歳の誕生日の前後でした。私は次男であり，2歳上の兄がいます。幼稚園や保育園が普及していなかったあの時代，子供が初めて小学校に上がることは，普通の家では初めての子供の誕生に次いで家族史の段階を画する出来事でした。私の家族では昭和17年4月に兄が当時は国民学校と呼ばれていた小学校に入学したときが，そうでした。その兄が1年後の昭和18年4月に2年生に進級し，この1年間と等しい時間が経つと今度は自分が小学校に上がる番なのだという幼い気分の昂揚の中で，私は1年間の長さをまざまざと実感できたのです。しかもそれは，ある日天啓のように6歳の児童の頭に閃いたのであります。

忘れもしません。それは昭和18年の晩春の頃でした。空襲が始まる直前の，東京がまだ嵐の前の静けさの中で息づいていたある日，明るい日射しの中で人気のない路を一人で歩いていた私は突然，1年間とは兄が小学校に入学して2年生になるまでの長さなのだと，実感したのです。しかも，なぜかその実感は反射的に，この1年間が50回ぐらい繰り返されると人間は死ぬのだとの知覚を

呼び起こしました。少々ませていた私は，人生五十年という言葉をすでに聞きかじっていたのでしょう。もっとも6歳の児童にとって50年の長さは想像の域を超えており，そのため50年は計りしれない年月のように思われました。そこで私は立ち止まり，しばらく精一杯想像しようと努力した挙げ句，結局想像しきれなかったことに安堵感を覚えて，また歩き出したのです。私は1年の長さを実感すると同時に，人の一生の長さを幼い感覚に潜む本能でもって知覚し，しかもこの知覚は，人間が死すべき存在であるとの認識を潜ませるものでありました。私の個人的な時間感覚はそれ以来，人の一生の長さを尺度とし，したがって死の観念をつねに伴うものとなったのであります。

それからほぼ20年の後，経済学を学ぶ学生としてはじめて『資本論』を読んだとき，不変資本と可変資本を考察した第1巻第6章で，「労働手段には人間に似たところがある。人間は誰でも毎日24時間だけ死んでゆく」という不思議な叙述に接して，衝撃を受けたものであります。人生が死に向かう旅路であるとの観念は，古今東西一般的です。また，人生を川の流れにたとえて表象すること，総じて時間を方向性を持つ「流れるもの」として理解することも一般的です。「逝く者は斯くの如きか。昼夜を舎めず」という川のほとりの孔子の述懐は，この観念のもっとも簡潔な東洋的表現でありましょう。

ところが『資本論』では，生と死との表裏一体性に視線が向けられているのです。人生を日々の部分的な死の不断の堆積，すなわち壊死部分の継続的拡大として捉え，死が次第に積み上がって行って臨界に達した瞬間に「完全な」死にいたるという発想は，私にとりすぐには飲みこめないものでありました。機械の部分的死を価値の減耗として経済学的に理解することは容易ですが，人の一生までを継続的な部分死の蓄積過程，言い換えれば時間までも流動（flow）ではなく蓄積（stock）として捉える人間機械論の時間感覚が，今なお私の中で消化されきれないまま異物感を与え続けているのです。

4　なぜ12月８日を憶えているのか

以上二つの己の体験に触れた上で，いよいよ本論に入って行きます。ただその前に，なぜ私が対米英宣戦布告の日を憶えているのか，その理由を確認しておくことにします。先に申しましたように，私は昭和12年５月30日の生まれであります。私が生まれて１カ月後の７月７日に北京西郊の盧溝橋で日中両軍が衝突し，当初は「北支事変」と呼ばれ，やがて「支那事変」と呼ばれるようになった日中戦争が本格化いたしました。日本はすでに昭和６（1931）年に「満州事変」を惹き起こし，中国東北部で宣戦布告のないまま戦争行動を開始しておりましたので，「支那事変」勃発は中国大陸での戦線拡大にすぎませんでした。

いわゆる「十五年戦争」が日中戦争本格化という新局面を迎えた年に生を受け，戦時下で深夜の警戒警報のサイレンに脅え，戦後の食べ盛りの年代に絶えず飢えてまさに餓鬼そのものであったという原体験は，いつの頃からか私の自己証明であるように思われるようになりました。すなわち，この日本現代史の社会史的時間を，これに己の個人史の時間を張りつけるようにして体験させられたことへの執着は，自分が自分であるためにかけがえのない条件であると，思いこむようになったのであります。したがって，４歳半頃から断片的な記憶が漂っているにも拘わらず，12月８日だけが日付を具えた記憶として固定されているのは，私自身が自己証明の証拠としてこれを永久保存しようと，無意識の努力を重ねてきたからにほかなりません。私はこれを幼時の他の幸福な記憶と峻別し，その後も増え続ける社会史の知識でもってこれを補強し，その風化を防ぎながら，自分はそのような日本の，そのような時代に生まれ育った者であるとの自己認識を，頑なに守ってきたのです。その意味で記憶とは意識下の意志的かつ反復的選択行為であります。そのような自分を，私はあえて戦中派と呼んでいます。これは言葉の遊びでもなければ，いわゆる「戦中派」と呼ばれる世代に対する嫌みでもなく，己の存在理由を賭けた自己規定なのであります。

II 「前」と「後」——日本に「戦前」はあったか——

1 「戦中」を遡る

これまですでに，私は「戦時下」，「戦後」という言葉を使いました。ここで歴史認識における前と後との問題にぶつかります。そこで，日本現代史において「戦前」という用語がどれほどの有効性を持ちうるのかという自問に，自答を試みることにより，この問題に検討を加えることにいたします。そもそも日本現代史で「戦前」とはいつを指すのでしょうか。

実はヨーロッパ現代史においても，「戦前」と「戦後」は一義的でありません。第一次大戦の前と後，第二次大戦の前と後と，それぞれ二度の「戦前」と「戦後」があるからです。両大戦を「大戦間期」を挟む一つの大戦，いわば20世紀の「三十年戦争」と捉えるならば，「戦前」とは第一次大戦前を，第二次大戦の意義を重視するならば，「大戦間期」の後半，1929年恐慌を経てヨーロッパ社会が新しい局面を迎えた1930年頃から第二次大戦が勃発した1939年までを，指すと言うことができるでしょう。ともあれこれはあくまでヨーロッパでのことです。東アジアでは全く別の事態が生じ，進行しておりました。「第一次大戦」，「第二次大戦」といってもヨーロッパ中心史観に立つ呼称であって，現代東アジア戦争史の理解のための大枠として使うのは，必ずしも適当でありません。ヨーロッパ現代史における意味での「戦前」観念を日本現代史に安易に適用することは，そもそもできないはずであります。

それにも拘わらず日本では，明確な定義を下すこと無しに昭和16年以前を「戦前」と呼ぶことがむしろ一般的です。しかし前述のように，昭和6年の「満州事変」以来，日本は中国領域内で戦争行動を継続していたのです。したがって，この時代を「戦前」と呼ぶことは，日中戦争を国際法上の戦争と呼ばずに「事変」で片付けようとした，当時の日本人と同じ意識の持ち主であることを自ら暴露するようなものです。それではどこまで遡れば「戦前」と呼ぶことができる時代にぶつかるのでしょうか。これから「失われた時を求めて」日

本現代史を遡ることにいたしましょう。

2　どこまで続くぬかるみぞ

そこでまず，「満州事変」が勃発した昭和6年より前の時代を「戦前」と言えないかを，検討いたします。結論から先に言えば，否です。国民政府軍の北伐を牽制するために，日本は昭和2（1927）年5月から断続的に山東省に出兵し，国民政府軍と衝突いたしました。日本軍による省都済南占領の後，三次に及ぶ「済南事件」がようやく解決して，山東省からの日本軍撤兵が終了したのは，昭和4（1929）年5月でした。その1年4ヶ月後にはもう関東軍による柳条湖の満鉄線路爆破をもって，日本は「満州事変」を惹き起こしているのです。昭和6年以前を「戦前」と呼ぶことは到底無理です。

それでは，昭和2年5月の第一次山東出兵より前の時代が「戦前」になるのでしょうか。ここで歴史年表を繰り，第一次大戦前後の日本の動向を確かめることにします。大正6（1917）年ロシアで十月革命が勃発し，翌大正7（1918）年11月に第一次大戦が終結するまでの間に，ロシア革命の干渉のために日本はシベリア出兵に踏み切りました。日本がソ連（北樺太）から撤兵したのは，大正14（1925）年に日ソ基本条約が締結された後のことであります。その2年後にはもう第一次山東出兵を敢行しているのです。したがって，日本は第一次大戦に参戦した大正3（1914）年以来，1，2年の休止期間を挟みながら，断続的に戦争行動をとっていたことになります。いわゆる「大正デモクラシー」の時代とは，戦争の時代ではあってもおよそ平和な時代とは呼べぬものでした。

それでは第一次大戦前が「戦前」なのでしょうか。そう言い切ることもためらわざるをえません。その10年前の明治37～38（1904～1905）年に，日本はロシアと戦ったからであります。しかもその4年前の明治33（1900）年には，日本が義和団制圧のために8カ国連合軍の主翼として清国に派兵した，まるで日露戦争の予行演習のような「北清事変」が勃発しているからであります。ちな

みに，学生の民主化要求デモを鄧小平の号令で鎮圧した天安門事件が起きたのは，昭和61（1986）年のことでしたが，「天安門事件」はこれが初めてではありません。その86年前に義和団鎮圧のために天安門前に集結した8カ国連合軍が，北京城内に侵入しているからです。これこそ第一次天安門事件と言うべきものでした。日本が清国に宣戦布告を行ったのはその僅か6年前，明治27（1894）年のことであります。

以上を要するに，日本はこの時すでに，「永続革命」ならぬ「永続戦争」のぬかるみにはまっていたのであります。「戦前」はもっと古い時代に求めるほかありません。

3 台湾出兵と琉球処分

それでは日清戦争より前の時代が「戦前」なのでしょうか。しつこいと思われるかもしれませんが，私がしつこいのではありません。現代日本の戦争史自体が呆れるほどしつこいのです。日清戦争前を「戦前」ということさえ，けっして容易ではありません。なぜならば，明治15（1882）年（壬午事変），明治17（1884）年（甲申事変）と二度にわたり，日本は朝鮮に派兵しているからです。さらにその10年前の明治7（1874）年に，日本は台湾に出兵いたしました。おそらくこれが現代日本の最初の海外派兵でありましょう。その直接の契機は琉球問題でありました。それまで薩摩藩と清国とに両属することで最小限度の国家主権を保持してきた琉球国を，日本は明治5（1872）年に一方的に琉球藩とし，清国との関係を断ち切ったのです。清国をはじめ各国に救済を訴えた琉球王を弾圧するため，日本は明治12（1879）年に琉球に派兵して首里城を接収し，廃藩置県を強行して琉球藩を廃し，沖縄県といたしました。これが「琉球処分」と呼ばれるものであります。

国際法上，独立国であった琉球国に対する軍事侵略は，「戦争」でもなければ「事変」でさえもなく，単なる「処分」でしかなかったのです。近代日本の海外侵略の歴史は，実にこの「琉球処分」から始まったと言って過言ではあり

ません。今日，大方のヤマトンチュが非日常的問題として関心の外においている沖縄問題は，実に「琉球処分」以来130年のヤマトンチュによるウチナーンチュ差別の連鎖の重みをきしませているのであります。さらに，日本と沖縄との問題が中国と台湾との問題と対蹠的関係にあること，日本の辺境としての沖縄と中国の辺境としての台湾とが運命共同体的な共通性を持つことに思いをいたすならば，沖縄＝台湾問題に東アジア現代史の位相が凝縮していることを，私は痛感させられます。李登輝前台湾総統は「台湾人に生まれた悲哀」という言葉をしばしば口にします。しかし，「ウチナーンチュに生まれた悲哀」をヤマトンチュに生まれた私がどれほど理解できるのか，正直のところまったく自信がありません。

日本現代史の以上の回顧からして，琉球処分＝台湾出兵以来昭和20年のアジア太平洋戦争敗戦にいたるまで，実に70年以上にわたり日本が戦争に明け暮れたことは，動かし難い事実であることがお解りいただけたことと思います。だからといってその前が平和な時代であったわけではありません。江戸時代を通して絶えることのなかったアイヌの反抗と鎮圧，および文化文政の頃より頻発し始めた異国船との戦闘をさしあたりおくとしても，嘉永６（1853）年に来航したアメリカ合州国東インド艦隊司令長官ペリーの砲艦外交に屈した開国以来，明治10（1877）年の西南戦争にいたるまでの20数年間は，事実上内戦状態が続いていたからです。それにも拘わらず，この内戦状態の中で日本は海外派兵を始めたのです。いや，内戦と海外派兵とは実は裏腹の関係にあったと言うべきでしょう。それはとりわけ朝鮮および清国との新しい関係の構築に関わっていたのです。

欧米列強による植民地化の危機のもとで，対清，対朝関係の新しい展開に活路を見出そうとした日本は，しかし，対等の平和的で安定した関係の構築に失敗してしまいました。これが第一義的には歴史的状況の然らしめるところだったのか，それとも日本の政策の失敗だったのか，それとも清国もしくは朝鮮の側に主因があったのか，おそらくさまざまな要因が複合的に作用しあった結果

でありましょう。ともあれこれは，日本現代史研究の変わらぬ重要課題であります。

ここであらためて確認しておきたいことは，琉球処分と台湾出兵，これに加えて後述の征韓論は日本政治史や日本経済史の専門家ばかりでなく，日本にあっておよそ社会科学を志す者がつねに念頭に置かなければならない，現代日本の社会史的時間連鎖の不幸な起点であるということ，これであります。なぜならば，日本をして台湾出兵に始まる七十年戦争に走らせた要因，すなわち対清，対朝関係の不安定さは，いわゆる「戦後」の今日なお，対中，対韓関係の構造的不安定として続いているからです。これがアジアにおける日本のおぞましいばかりの孤立をもたらしていることは，今更言うまでもないことであります。

以上を要するに，そもそも日本現代史に「戦前」と呼ぶことができる時代はなかったのです。いや，そればかりでありません。「十五年戦争」という呼び方すら，歴史の実態からかけ離れたものと言わざるをえないのです。むしろ「七十年戦争」と呼ぶべき時代を日本が閲したこと，その戦争の時代が今もなお日本の現実を動かし難く規定していることに思いをいたすならば，20世紀を振り返るどころか，その前にあらためて19世紀を振り返ることが社会科学者の必須の仕事であると，言うべきであります。つまり，問題状況の本質に照らすならば，日本では19世紀がまだ終わっていないのです。したがって，昭和20年以降を「戦後」とすることさえ疑問であります。幕末ペリー来航の時から事態はさほど変わっていないという問題史的状況からすれば，「戦後は終わった」どころか，「戦後は始まってさえいない」と言うべきであります。そのような歴史的状況の中で己の個人史の軌跡を確認しようとする私にとり，台湾出兵以来今現在にいたるまでの時間はけっして過去ではなく，歴史的現在にほかならないのであります。

III　現代日本はいつ成立したか――「日本資本主義論争」と「技術論争」――

1　「東北型」論争

日本に「戦前」があったのかという問題提起に即した，歴史認識における前と後との考察から，過去，現在，未来という時間的範疇の検討の必要性が導き出されてきます。それでは日本の社会科学は，このような日本社会の歴史的現在を，どの時点まで遡ることができるとしてきたのでしょうか。日本経済はいつ今あるがごとき型を整えたのかという問いは，古くて新しい根元的な問いであります。言い換えれば，日本経済の類型的把握を試みる場合に，その類型特性がいつ発生したのかという，発生史的理解はゆるがせにできないものなのであります。したがって，類型把握は不可避的にこれまた時間的範疇である連続と断絶の問題につながります。

日本はいつから日本になったのかという問題関心は，日本でこれまで形を変えながら断続的に論争を惹き起こしてきました。この問題領域における古典的な論争は，いうまでもなく日本資本主義論争であります。そこでしばらく日本資本主義論争に立ち入ることをお許し下さい。

私が京都大学に転じた昭和50年の頃は日本全国の大学で，中でも京都大学ではマルクス経済学の古典的時代がまだ終わっておりませんでした。今からすれば，「一つの妖怪が日本の大学をさまよっている――マルクス経済学の妖怪が」と言うべき時代でした。もっとも，この言葉の中のマルクス経済学を新古典派経済学に置き換えれば，そのまま今日の状況にあてはまります。マルクス経済学にとって古き良き昔であるそのような時代でありながら，わが京都大学経済学部で日本資本主義論争に対する関心が意外に弱いことに気づいたのは，京都大学に参って間もなくのことであります。日本のマルクス経済学の牙城と自他ともに許す京都大学で，日本資本主義論争に対する関心が希薄であることに，私は文化衝撃めいたものを受け，これにいたく興味をそそられました。なぜならば，私が経済学を学んだ東京大学でも，最初の勤務校北海道大学でも，日本

資本主義論争は経済学部のいくつかの科目で必ず触れられるべき，必須の知識と目されていたからです。

日本資本主義論争の序曲は，昭和2（1927）年に雑誌『労農』の創刊を契機に始まった，二段階革命か一段階革命かという革命路線をめぐる戦略論争であります。これが昭和7～8（1932～1933）年の『日本資本主義発達史講座』刊行を契機に，日本農業における地主小作関係の理解をめぐる論争，具体的には，零細農・高率現物地代の性格規定をめぐるいわゆる「地主制論争」の形態をとるにいたって，本格的な学問的論争の高みに引き上げられたのです。しかしほぼ3年後，少なからぬ論争の主役たちが検挙されてしまったために，この論争は自然消滅してしまいました。とはいえ，これが「戦後」の日本の社会科学の発展に計りしれない寄与を果たしたことは，否みようのない事実であります。

ちなみに，日本資本主義論争が生みだした最高傑作が，昭和9（1934）年に刊行された山田盛太郎の『日本資本主義分析』であることは，まず異論のないところでありましょう。当時の政治情勢の下で「奴隷の言葉」で書き綴られたこの労作は，ともにケネーの経済表とマルクスの再生産表式に着想を得て一国民経済の再生産構造の総過程を分析したものとして，『分析』に7年遅れて刊行されたレオンティエフの *"The Structure of American Economy 1919-1929"* と双璧をなすものであります。

このことが端的に示すように，講座派と労農派との論争がマルクス経済学の土壌を深く耕したことは疑いを入れません。というよりも，日本の経済学はまずマルクス経済学の形をとって一つの社会科学となりえたのであります。当時のすさまじい言論弾圧が革命戦略や天皇制をめぐる自由な論争を許さなかったことが，かえって日本資本主義論争を学問的次元に引き上げたことは，歴史の皮肉としか言いようがありません。

マルクス経済学との対抗を強いられた福田徳三に始まる日本の近代経済学もまた，この時代に固有な緊張関係の中で鍛え上げられて行きました。京都大学で社会学を学んだ高田保馬の主著「『経済学新講』全5巻が刊行されたのは昭

和4～7（1929～1932）年であり，その高田や河上肇に学んだ柴田敬が，*Kyoto University Economic Review* 誌上でマルクス経済学批判の論陣を張ったのも，まさにこの頃であります。実に日本資本主義論争たけなわの時でありました。これが日本の経済学の原風景であったのです。

マルクス経済学研究史に及ぼした影響の大きさからして，19・20世紀の変わり目にドイツで展開された修正主義論争にも匹敵する日本資本主義論争が，なぜ京都大学でそれほど関心を集めないのかという疑問が頭から離れなかった私は，やがてこの日本資本主義論争が，山田の用語法で言えば「東北型」の論争であることに気づくにいたりました。論争の主役は東大，東京商大，早大，慶応など東京の大学で学んだ人たちです。講座派の闘将，野呂榮太郎が秋田県から移住した農民の子として北海道で生まれ育ち，慶応で経済学を学んだという個人史の軌跡を描いていることは，象徴的であります。

2 「近畿型」論争

それでは，この「東北型」論争に相当する「近畿型」論争はなかったのかと考えてゆくうちに，日本資本主義論争とほぼ時を同じくして，技術論争が展開したことに私は思いいたりました。これは『日本資本主義発達史講座』刊行と相前後して昭和7（1932）年に創立された唯物論研究会の機関誌『唯物論研究』に拠る，工業生産力論争にほかなりません。たしかに日本資本主義論争の枠組みの中でも，いわゆる「マニュファクチュア論争」の形をとって，工業生産力論争が行われたことは事実です。しかし，これは幕末の工業生産力の到達水準をめぐる論争にすぎず，昭和13（1938）年の国家総動員法のもとで，生産力増強が至上命令になるような状況における技術関心に対応できるものでは，およそありませんでした。この頃までに日本が到達した工業生産力水準の上に立って，日本における技術の水準と問題とを真正面から論じたのは，この唯物論研究会（唯研）だったのです。

しかし，この唯研もまた昭和13年の弾圧により解散を余儀なくされました。

ともあれ，この唯研の活動を一貫して主導した人物が，他ならぬ京都大学哲学科で学んだ戸坂潤なのであります。また，戦後の技術論争再発の契機となった，いわゆる「意識的適用説」を唱えた武谷三男が，京都大学物理学科の出身であったこともけっして偶然ではありません。あえて単純化すれば，米作単作東北型農業を基盤とする関東では地主制論争が生産関係に焦点を当て，商業作物栽培の近畿型農業を基盤に工業化が進んでいた関西においては技術論争が生産力に焦点を当て，それぞれが独自な「日本資本主義論争」を展開したと言うことができるのであります。東では農業を，西では工業を見据えながら，日本経済の自己点検が行われたのであります。まさに「満州事変」から「支那事変」へ戦線が拡大する時代でありました。

以上の一瞥だけからしても，日中戦争が長期化し，日本資本主義が中国大陸のぬかるみに足をとられてゆく中で，日本経済の段階と型とが一斉に問われたことが確かめられます。社会科学の領域においても，昭和に入って日本人は日本社会とは何かと自問を始めたのです。ミネルバの梟は夕暮れになって飛び立つというヘーゲルの言葉を適用するならば，このような新しい知的潮流の変化それ自体が，近代日本がすでに類型特性を確立したことを雄弁に物語ると言うことができます。講座派が執拗に日本資本主義の「半封建制」をあげつらうこと自体が，逆説的に日本が資本制社会としての類型形成過程をすでに終えたことを示唆するものであります。

しかしそれは，中国における日本の軍事行動が本格化した最中でありました。日本のミネルバの梟たちは軍部に対してまったく無力であり，「暗い谷間」を低く翔回するばかりだったのです。

3 日本はいつから日本になったのか

ところで，日本資本主義論争における講座派であれ労農派であれ，日本社会とは何かと問う以上，歴史的現在としての日本が年代的にどれほど遡られるのかという時間認識を，自覚的にか無自覚的にかそれぞれに潜ませていたはずで

す。ここでは講座派が日本資本主義のいわゆる「半封建制」の問題を，具体的には江戸時代と明治期以降との連続と断絶をどのように理解していたのかということを，いささか検討したいと思います。

そこでまず，『日本資本主義分析』の叙述を一瞥いたしましょう。山田はこの著作の中で，「半農奴制的零細農耕を持つ日本資本主義における産業資本確立過程の把握」を目指しています。工業部門における産業資本の確立はまさしく明治期以降の新しい局面であり，そのかぎりで日本資本主義は江戸時代と断絶していると，彼が観ていたことは明らかであります。それでは農業部門の変動を，彼はどのように観ていたのでしょうか。彼は純粋封建的土地所有組織から半封建的土地所有制への編成替え，転化，妥協的解消などと理解し，連続と断絶との両側面を併せ持つ部面と捉えていたようです。日本資本主義と前時代との連続性の基盤は，「純粋封建的土地所有組織と零細耕作農奴経済とによって特徴づけられた徳川幕藩封建制の妥協的解消，転化」としての「半封建的土地所有制＝半農奴制的零細農耕」にほかなりませんでした。山田は地租改正を「隷農制的＝半隷農制的＝半従属関係の再編成」として捉えなおし，これに先行する「前過程」の起点を，鎌倉幕府創設直前の文治２（1186）年の鎌倉府租法に求めています。すなわち，山田の批判的現状認識は，明治維新以降の日本社会に先行する武家政治の開始からの約750年間を，歴史的現在として視野に収めているのです。山田の例から窺われるように，講座派は当時の体制を根本的に批判するために幕藩体制との連続性を問題にしたのです。連続性とは歴史認識における自覚的選択行為によって，光を当てられた部分なのであります。

まことに皮肉なことには，前時代である江戸時代を批判の対象とし，これとの断絶を重視する点で，明治期以降の体制側と反体制側とは完全に一致しておりました。ただ体制側は大政奉還による王政復古をもって幕藩体制の全面否定の成就として捉え，江戸時代との断絶を強調したのに対して，反体制側のうちでも講座派は，天皇制を封建制の最終段階としての絶対主義として理解し，本来の断絶未だならずとして連続性を強調した点に相違があります。明治憲法で

いう「万世一系の天皇」は連続性の象徴でありますが，「王政復古」の主体としての天皇は，幕藩体制に止めを刺す断絶の象徴であります。天皇制は爾来今日にいたるまで，現代日本社会とこれに先行する諸時代との連続と断絶という両面の，二重象徴として機能してきたのであります。

IV 連続と断絶——二つの憲法下の天皇制——

1 天子豹変

そこで天皇制にもう少し踏み込まないわけにはゆきません。「戦後」日本が高度成長期に入り，経済的自信を取り戻し，それまで否定的にみられてきた日本的特性の見直しが始まると，この機運の中で江戸時代の評価の逆転が生じました。封建制の遺産はこれに続く資本制の構造を歪めるものではなく，逆に資本制にさまざまな強みを遺伝するという観点から，江戸時代との連続性がむしろ肯定的に評価されるべきものとして，認識されるようになったのです。日本型経営の原型を江戸時代の商家経営に求める日本経営史研究の興隆は，このような新しい学問的潮流を象徴するものでありました。とりわけ宮本又次に始まる「近畿型」経営史学がその真骨頂を発揮している分野であります。

問題はそれにとどまりません。皮肉なことに封建制，もしくは江戸時代の評価の逆転にともなって，天皇制は幕藩体制と断絶する近代の象徴としての意義を失ってしまったのです。だからといって明治憲法で保障された，万世一系という世襲カリスマの権威の復活をもって，天皇制存続の根拠とすることはもはや不可能であります。そのため，天皇制は国民の統合の象徴であるばかりでなく，日本の平和主義の象徴として機能するという，二重の機能転化によって，おそらくそのことによってのみ一つの制度として存続することができたのであります。

すなわち，戦後の天皇制は日本現代史の分水嶺，昭和20年の敗戦の前と後との断絶の象徴となりました。帝国陸海軍を統帥した大元帥から草の根平和主義の象徴へと，天子は豹変したのであります。その意味で，憲法第1条と第9条

とは事実上一組のものと観ることができます。この間に第9条は現実との齟齬が拡大し，そのためたびたび蒸し返される憲法改正問題の主たる論点は，つねに第9条をめぐるものであります。しかし，第9条の改正が不可避的に第1条の改正と連動していることを，賛成派も反対派も意識しているに違いありません。第9条に手を付ければ，戦後の日本がこれまで真正面から対決することを避けてきた天皇制の問題に直面せざるをえないとの警戒感が，皮肉にも憲法改正をこれまで抑えてきた要因の一つであろうと，私は観ております。

このことは逆に，日本では今日になっても天皇制の問題を自由に議論することが依然として困難であることを示唆します。明治期以降の天皇制を絶対主義とみる講座派の理解がはたして妥当であったか否かはともかくとして，労農派の根本的弱みは天皇制に対する独自な把握を欠いていたことであります。このことが天皇制の認識を社会科学的論争を通して深めることを妨げました。もちろん当時の言論弾圧の下で，天皇制をめぐって論争するなどということは到底不可能でありました。スターリン独裁が始まったソ連から脱出しえたレオンティエフの『アメリカ経済の構造』と異なり，日本から脱出することのできなかった山田盛太郎の『日本資本主義分析』が，「奴隷の言葉」で書かれたことをどうか思い起こしてください。

このような状況下で，マルクス主義には批判的観点に立ちながらも，明治憲法下の天皇制に精一杯の自由主義的解釈を施そうとした法学者達でさえ，容赦なく弾圧されました。昭和8（1933）年京都大学法学部教授滝川幸辰が，その『刑法読本』の内容が国体に悖るとして文部省によって罷免された滝川事件に続き，昭和10（1935）年には東京大学教授美濃部達吉や京都大学教授佐々木惣一によって唱えられた天皇機関説が，国体明徴運動によって葬り去られるという美濃部事件が発生いたしました。これらの事例が物語るように，天皇制に関する自由な議論は完全に圧殺されたのです。

「戦後」は憲法第21条で表現の自由が保障され，滝川や美濃部の時代からすれば較べものにならないほど自由な時代となっているはずです。また，そう思

われてもいます。しかし言論の自由ははたして実現したのでしょうか。天皇制に関する自由な議論は，この国では依然として不気味なまでに禁忌の対象ではありませんか。

こう言ったとしても，私は現行憲法下の天皇制の単純な批判者ではありません。すでにお気づきのように私は意識的に元号を使っており，しかも，現行の元号法が旧皇室典範の衣鉢を継ぎ，旧皇室典範は明治憲法発布と同時に明治22(1889) 年に制定されたものであることを，十分に承知した上でのことであります。ヨーロッパをいささか研究してきた者として，日本の天皇制という独自な君主制の批判的検討に際し，天皇制とはおよそ範疇的に異なるヨーロッパの君主制と同列に論じるがごとき，知的主体性を失った行動はとりたくないという，ただそれだけの理由によってであります。

そのような私でさえ，たとえば現行憲法で明治憲法と同様に天皇条項が第一条に来ること，しかも「主権の存する日本国民の総意」という文言が，「天皇は，日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって」という文言の後に来ることに，納得できないものを感じております。「はじめに天皇ありき」という発想を自明の前提としているとしか思われない第1条の条文が，はたして十全な本来の主権在民規定と言えるのかという素朴な疑問を，私は抑えきれないからです。いわんや天皇制を現実には自由に論じることができないかぎり，「集会，結社及び言論，出版その他一切の表現の自由は，これを保障する」という憲法第21条は，死文化していると言わざるをえません。

総じて日本では言霊信仰が廃れることなく，呪術的な言語操作が横行する中で，正論が疎んじられるばかりか露骨な排斥の対象にさえなっています。その結果，言論市場において悪貨が良貨を駆逐する風潮は依然衰えをみせておりません。したがって，今日の日本で本来の言論の自由が実現しているとは，到底言い難いのであります。「戦後」の私たちが享受しているのは似て非なる「言論の自由」であり，この点において近隣の一党独裁の諸国と同じ穴の狢と言うべきではないでしょうか。「戦後は始まってさえいない」と言ったのは，この

ような意味においてでもあります。

2　天皇制と東アジア

私があえて天皇制の問題にふれるのは，日本人がこれから眼をそらしていることを，近隣諸国の人々がつとに気づいていると思われるからです。徳川家の権力確立以来260年にわたって江戸幕府から軽んじられてきた天皇家は，黒船効果のもたらした混乱に乗じて「王政復古」をはたし，ついに明治22年憲法により，天皇は「神聖にして侵すべからざる」神格を具えるにいたりました。ところがその明治天皇から２代後の昭和天皇は，昭和21（1946）年元旦の詔書で自ら神格を否定したのです。つまり，日本の天子は60年足らずの間に人間から神へ，神から人間へと二度にわたり豹変したのです。豹変する天子がいつまた現人神に豹変しないともかぎらないという警戒心を，私たちの隣人たちが解くことが出来ないでいることに，日本人はあまりに鈍感であります。50年以上にわたり平和主義に徹して来たはずの「戦後」日本の，東アジア世界における骨身にこたえる孤独は，やはり自ら招いたものと言わざるをえません。

ともあれ，韓国，朝鮮，中国，台湾との関係の修復は，日本にとって死活問題であります。中でも韓国との関係修復は，一連の関係修復の橋頭堡というべき別格の重要性を持ちます。なぜならば，明治43（1910）年から昭和20（1945）年までの35年という，台湾併合の50年より15年も短い韓国併合の歴史が，その後50年以上経った今なお日韓関係の深い傷痕として残ったままというのは，二国間関係として類をみない異常な歴史現象だからであります。

ではなぜそうなのか。この疑問は日韓関係史に対する新しい視点を与えてくれそうです。日本による韓国併合の直接の起点は，明治維新直後に唱えられた征韓論にほかなりません。それでは，江戸時代には安定して平和的な関係を保ってきたはずの，李朝朝鮮に対する日本側の態度の激変が，明治維新直後になぜ起きたのでしょうか。奇妙なことに，この根本的と思われる疑問に対して納得のゆく説明に，不勉強なせいか私はまだほとんど接したことがありません。

唯一つの例外は毛利敏彦の解釈であります（毛利敏彦『明治六年政変』８版，中公新書，1997年。本書の一読を勧めてくださった同志社大学の藤田貞一郎教授に御礼を申し上げます）。彼は，宗主国清国の皇帝に事大の礼を尽くして服属してきた朝鮮国王が，清国皇帝にのみ使用が許されるはずの「皇」，「勅」などの文字が記されている日本からの外交文書を受理して，清国の怒りを買うのを恐れたことが，逆に日本側の怒りを買ったと，指摘しています。これだけではまだ十分でないとしても，征韓論にそれなりの根拠があったことはこれで判ります。それが正当化できるかどうかはさておくとしても，であります。

どうやら明治日本と李朝朝鮮との間には，日本の新しい天皇制そのものに対する理解の深刻な喰い違いがあったようであります。それが東アジアにおける華夷思想の彼我の理解の相違に起因し，この対朝鮮関係がやがて日清戦争を惹き起こす直接の原因となったことを考えるならば，「王政復古」は日本国内で幕藩体制との断絶をもたらしたばかりか，東アジア世界の華夷思想の変革を迫るものでもあったと言うことができます。そうなると，近年高く評価されるようになった江戸時代の対朝鮮関係，対馬藩の仲介によるいわゆる「通信」関係という形式をとった，徳川将軍と朝鮮国王との「友好関係」の実態は，いったいどのようなものであったのかということが，再検討されなければなりません。それは表面的には，たしかに平和的な関係であったのかもしれません。しかし，慶長12（1607）年以来260年も続いた交隣関係が，明治維新直後にあっけなく断ち切られ，征韓論が唱えられる余地を残していたことを，私たちはどのように理解したらよいのでしょうか。疑問は深まるばかりであります。江戸時代の対朝鮮関係の思い入れを排した検証は，明治43（1910）年の日本による大韓帝国併合をもたらした要因を探るために，必須の作業であろうと私は考えます。

多くの方がご存知のように，韓国では（そして少なからぬ在日韓国・朝鮮人も）日本の天皇をこれまで日本の王，日王と呼んできました。近年，とくに金大中政権になってから天皇という語も口にされるようになりましたが，まだ一般化したとは言えません。このような状況を直視するならば，視線を江戸時代

にまで遡らせる対朝鮮関係の歴史的検証作業は，明治憲法下および昭和憲法下における天皇制の忌憚のない検討と切り離すことができないはずです。しかし，今の日本人にそれだけの戦略的自己点検を遂行する気力がはたしてあるのでしょうか。